

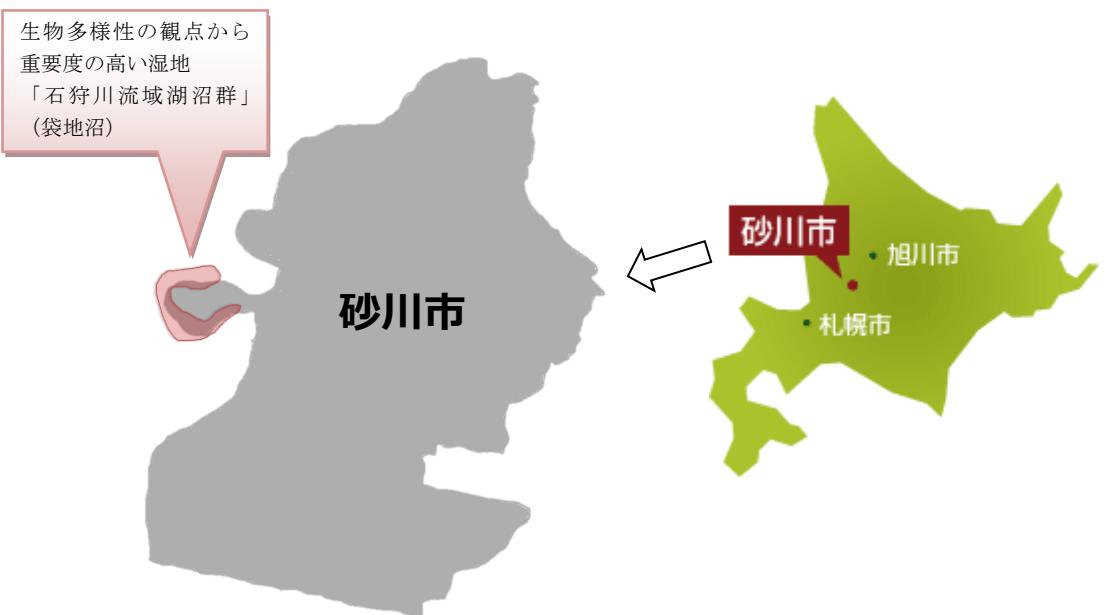
北海道砂川市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 9 月 30 日現在における北海道砂川市の行政区域とする。概ねの面積は 7,868ha である。ただし、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

砂川市は、道内最大都市である札幌市と北海道第二の人口を有する旭川市のほぼ中間に位置し、東は夕張山系の丘陵地帯を境に赤平市、歌志内市、上砂川町に接し、西は石狩川を挟んで新十津川町に、北は空知川を挟んで滝川市に、そして、南は奈井江町に接しており、その市域は、東西に約 10.5 キロメートル、南北に約 12.7 キロメートル、総面積は 78.68 平方キロメートル (7,868ha) で、市街中心部は、平地地帯と石狩川の間に南北に細長く展開している。

流域面積全国 2 位の石狩川と、石狩川の支流の中で最も長く広い流域面積を持つ空知川の合流地点南部に位置し、水資源に恵まれている。

気候は、石狩川流域の平坦部からなっているため、全体的にみると内陸性気候で、夏と冬の寒暖の差が大きく、夏季の降雨量と冬季の降雪量が多い環境である。

②インフラの整備状況

○道路

本市内を、国道 12 号のほか、道央自動車道、JR 函館本線がそれぞれ縦貫している。

国道 12 号は、札幌と旭川を結ぶ幹線道路であり、本市内中心部を貫くように位置している。北海道ならではの悩みである半年間の雪との生活を快適なものとするため、国道 12 号の 2 次改築に伴い、北海道電力の火力発電所からの温排水を利用した流雪溝を市街 3,100 メートルに渡って設置している。毎年、住民の協力により投雪を行うことで、雪の影響による交通障害を抑えたまちづくりを実現している。



流雪溝設置前　流雪溝設置前市内風景



流雪溝設置後　流雪溝設置後市内風景

○道央自動車道

国道 12 号とほぼ並行に道央自動車道を有している。平成 27 年度には、道央砂川工業団地から車で 5 分の場所に、ETC 車専用で 6:00～22:00 の間で利用可能な砂川 SA スマート IC が開通したことから、隣接 IC（滝川 IC、奈井江砂川 IC）を利用していった時よりも交通の利便性が向上し、医療の救急搬送、観光面、地域産業の生産性向上に寄与している。主要地までの所要時間は、新千歳空港まで約 1 時間 20 分、札幌市まで約 45 分、旭川市まで約 35 分を要し、主要都市への移動について利便性に優れている。



○鉄道

国道 12 号とほぼ並行して JR 函館本線が縦貫している。札幌駅～旭川駅間で、5 時の始発から最終 23 時までの間で 1 時間あたり 1 ～ 2 本の運行であり、市民の重要な移動手段となっている。

○道央砂川工業団地

道央自動車道から車で 5 分の位置に、道央砂川工業団地があり、建設業、卸売業、製造業など 37 社の事業所が操業しており、総面積 117,543 m²を分譲している。

○市立病院

砂川市立病院は、北海道中空知地域（芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）の中核病院として地域センター病院に指定され、北海道災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センターなどの認定を受けており、急性期医療をはじめあらゆる疾患に対応できる機能が集約されている。また、自治体病院として小児・精神・周産期・災害医療を担うための機能を有しており、ドクターヘリによる患者受け入れや搬送のためのヘリポートを設置しているなど、医療のまちとして、住みやすい、住んで良かったと思えるまちづくりを進めている。



○教育・保育

本市には、市内 3 箇所に市立保育所があり、他に市立病院内にも院内保育所を設置している。私立幼稚園も 1 箇所あり、子どもの保育・教育環境を確保している。平成 28 年には「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、多子世帯に対する保育所や幼稚園の保育料の軽減を図るとともに、子育て中の保護者が安心して就労できるよう、市立病院内に病児・病後児保育施設を開設した。

また、特定不妊治療費助成事業の拡大、学童保育所の移設増設、砂川高校支援事業の拡充等、子どもが生まれる前から子育てを総合的にサポートする取組を進め、さらには、市外か

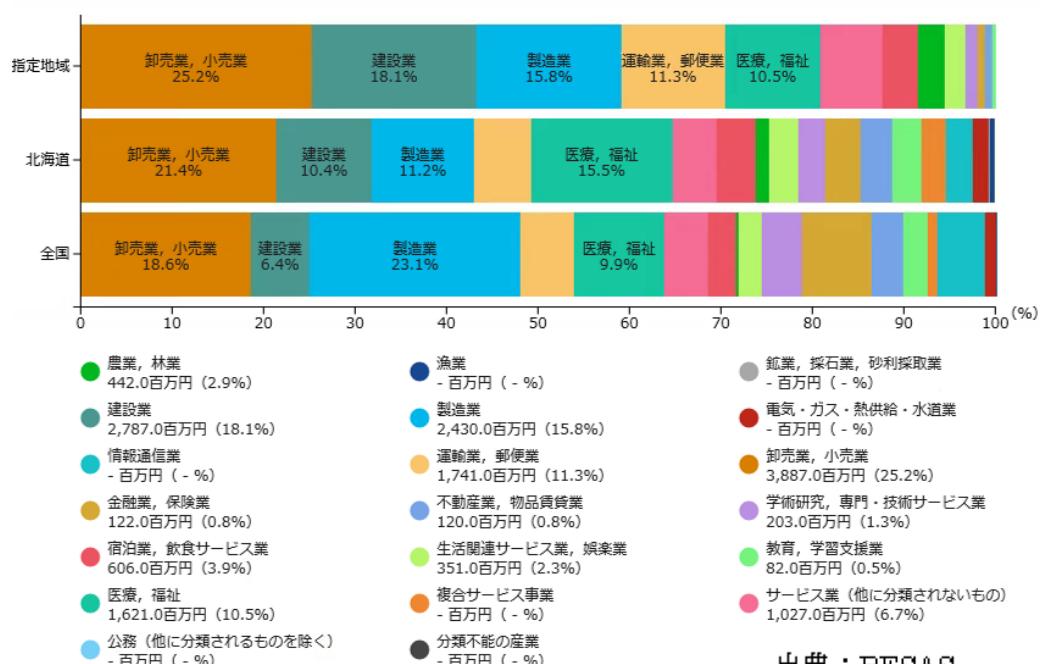
ら市内へ通勤している市外居住者に、低廉な家賃で住宅を賃貸する移住定住促進住宅を整備するなど、人口減少に歯止めがかかるよう、少子化・定住化対策の取組を行っている。

③産業構造

本市の産業は、かつて地理的利便性から河川を利用した木材の流送や貯木が行われ、周辺地域への炭鉱から産出された石炭の積み出しや、東洋一の肥料工場として農業を支える肥料の生産拠点として発展してきた。周辺炭鉱の閉山により、人口減少の影響を受けてきたが、今では「卸売業、小売業」「建設業」「製造業」で付加価値額の半分以上を占め、主要産業となっている。また、主要都市への交通の利便性から「運輸業、郵便業」も発展している。

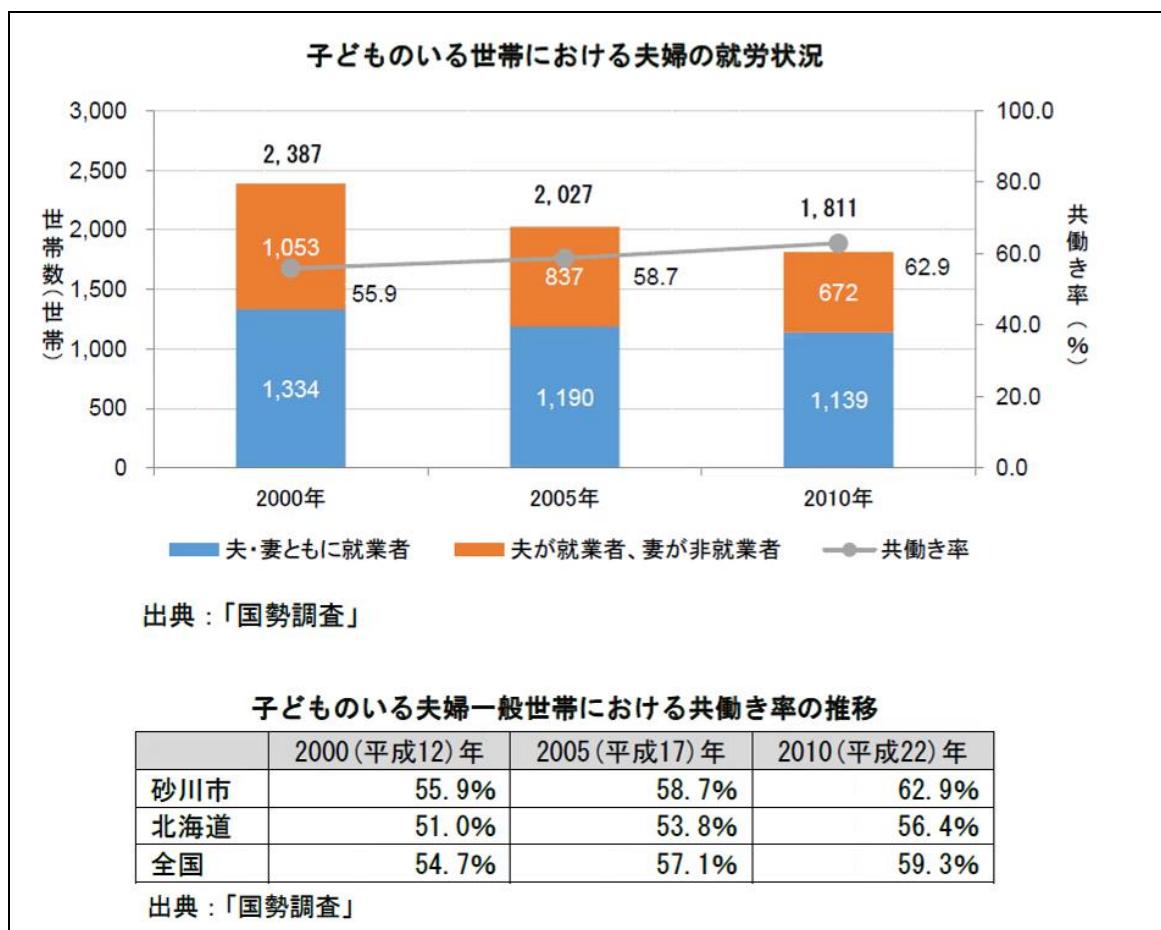
付加価値額(企業単位) 2012年

指定地域：北海道砂川市



④人口分布の状況等

本市の人口は、平成 29 年 8 月末現在で 17,464 人であり、年々減少傾向であるが、子どものいる世帯における共働き率が上昇傾向にあり、全道平均、全国平均を上回って推移しており、子どもの保育・教育環境整備が成果として現れているものと考えられる。

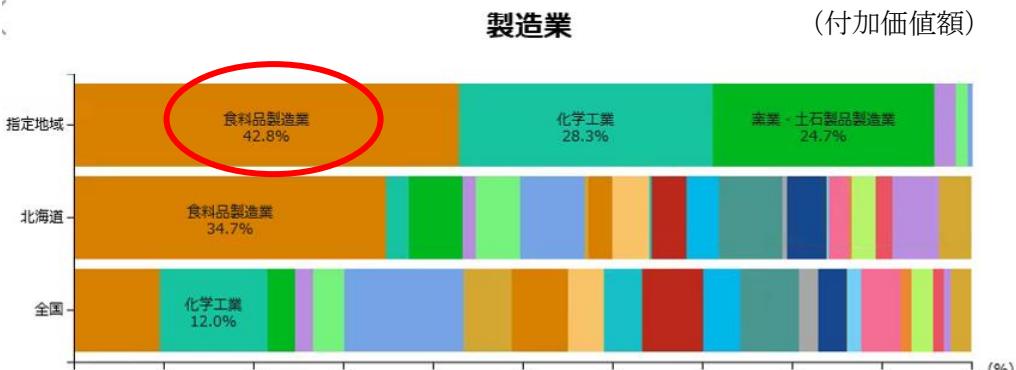


2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、国道12号を中心に菓子店が多く存在しており、「お菓子のまち砂川」「すながわスイートロード」として新聞や雑誌、テレビ、ラジオ等を通じて広くPRしている。本市産業の付加価値額の多くを占める「卸売、小売業」と「製造業」は、それぞれそのうち約半分が、「飲食料品小売業」、「食料品製造業」であるとともに、「農業」の付加価値額特化係数が8.88で北海道平均4.71と比べて高いことから、本市の農産品を含んだ食産業が市内産業の柱の1つとなっている。





出典：RESAS

企業単位	付加価値額特化係数	
	砂川市	北海道平均
農業、林業	8.88	4.71
卸売業、小売業	1.22	1.15
製造業	0.61	0.49
運輸業	1.74	1.05

また、食料品製造業以外の製造業として、「化学工業」「窯業・土石製品製造業」など約30社集積している。本市に立地する企業のうち、ものづくり産業の付加価値額は本市全体の産業の約10%、就業者数も約420名となっており、本市の重要な地域産業となっている。

これらを踏まえ、本市の地域経済の根幹を成す、食料品製造業、飲食料品小売業及びものづくり産業分野の地域経済牽引事業の促進により、企業の更なる付加価値創出を目指すとともに、質の高い雇用創出を狙う。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	168百万円	—

(算定根拠)

- ・北海道内の1企業あたりの平均付加価値額が39.2百万円であることから、それと同等の1件あたり平均40百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引計画を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が当該地域で1.4倍の経済効果をもたらし、促進区域で168百万円の付加価値額を算出することを目指す。

- ・168 百万円は、促進区域の全産業付加価値額（171 億円）の約 1%、製造業の付加価値額（24 億円）の約 7%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規雇用者数、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	40 百万円	—
地域経済牽引事業の新規雇用者数	—	12 人	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920 万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（平成24年経済センサス－活動調査））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において以下の効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で3%以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3.5%以上又は5人以上増加すること

なお、（2）（3）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では、重点促進区域は定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

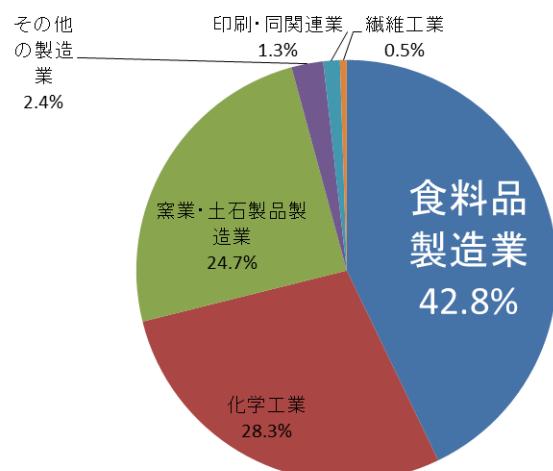
- ①砂川市の菓子製造業等の食関連産業の集積を活用した食料品製造関連分野
- ②砂川市の菓子製造業等の食関連産業の集積を活用した飲食料品小売分野
- ③砂川市の「化学工業」「窯業・土石製品製造業」等の集積を活用したものづくり関連分野

(2) 選定の理由

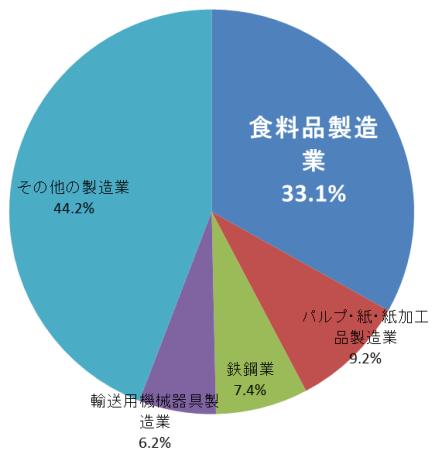
- ①砂川市の菓子製造業等の食関連産業の集積を活用した食料品製造関連分野
本市には、食関連産業（食料品製造業、食料品小売業）が 46 社立地しており、市の中核的な産業となっている。本市の製造業のうち、付加価値額の 42.8%、常用従業者数の 48.3% を食料品製造業が占めている。一方、北海道全体では、製造業のうち付加価値額の 33.1%、常用従業者数の 45.9% を食料品製造業が占めていることから、本市の製造業は、道内平均と比べて食料品製造業の常用従業者数、付加価値額の割合が高いといえる。

<製造業における付加価値額割合の比較>

【砂川市】



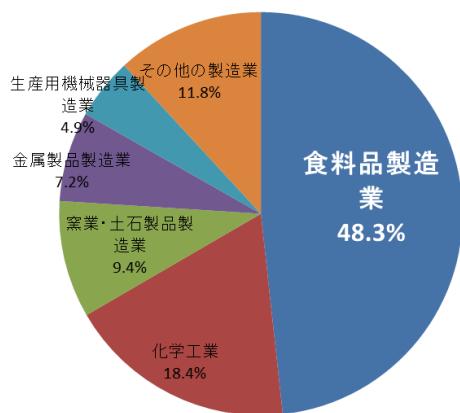
【北海道】



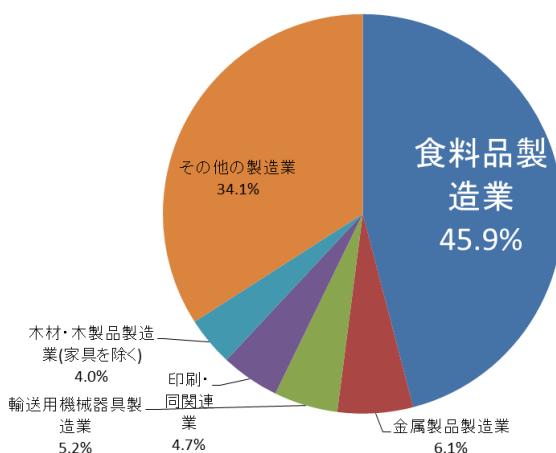
出典：RESAS

<製造業における常用従業者数割合の比較>

【砂川市】



【北海道】



出典：RESAS

また、本市は、特に菓子製造業（製造小売業を含む）が多く集積しており、「夕張メロンピュアゼリー」や「北海道開拓おかき」で有名な製造業者の本社・工場が立地しているほか、菓子製造業集積地域を「すながわスイートロード」として域外へ新聞や雑誌、テレビ、ラジオ等を通じて広くPRを行っている。（スイートロード協議会加入 16 社 18 店）。

本市に菓子製造業が多い背景としては、本市の発展の歴史に起因し、かつて本市周辺地域は炭鉱や東洋一の肥料工場で栄え、そこで働く数多くの従業員が疲れた体を癒すため甘いものを好んで食べていた。また、友人や家族への喜ばれるお土産として、甘いお菓子が重宝されたことなどがある。

【スイートロード協議会 加入者一覧】平成 29 年 10 月 31 日現在

1. (有)岩瀬牧場	2. ドーナツカフェ豆豆。
3. 伊豫田製菓(有)	4. カフェポレポレ
5. Life	6. café 笑飛巣
7. ナカヤ菓子店	8. 吉川食品(株)
9. (株)北菓楼	10. (有)ほんだ菓子司
11. 山屋製パン(有)	12. あまとう みに
13. カフェくるみる	14. CAFE MEDERU
15. shiro	16. 季の庭 YA-YELL

北海道じゅらんが平成 29 年 5 月に行った観光客を対象としたアンケートによれば、すながわスイートロードは「興味は高いが認知度はそれに比べやや劣る」という結果となり、PPM 分析では「花形商品(Stars)」「金のなる木(Cash cows)」の中間的位置にいることがわかった。そのため、菓子製造業の付加価値を増やすことを目的に、本市では、テーマに沿った新商品を各店で開発し、それをじゅらん掲載のタイミングに合わせて売り出すことで、各菓子

店の既存の商圏を超えて域外からの消費を獲得する取組を支援している。

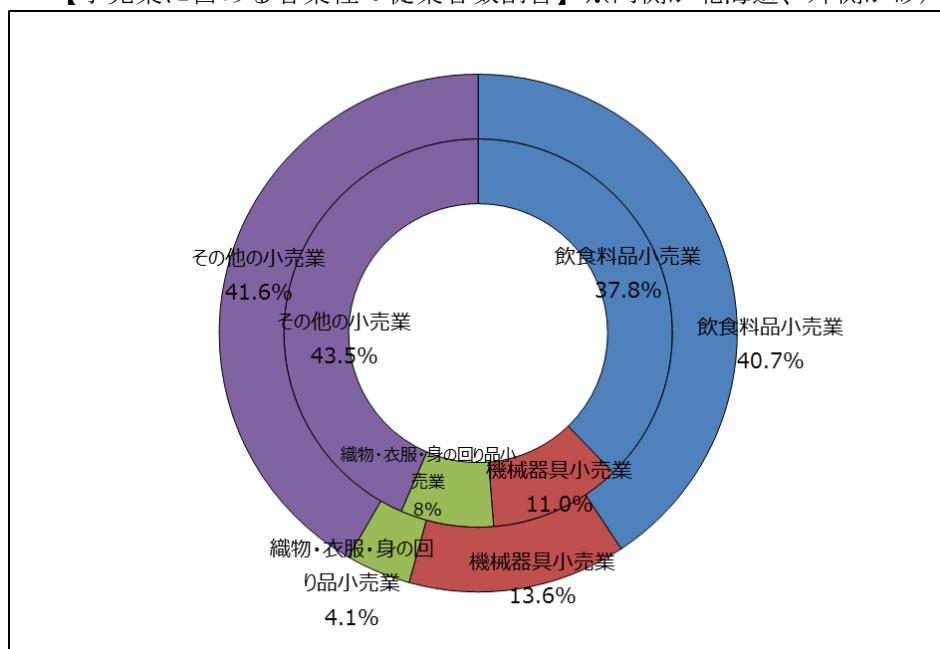
また、菓子製造の原材料となる農産品について、本市の農業の付加価値額の特化係数は 8.88 であり、小規模ながらも丁寧に作物を育て、付加価値の高い農産品を生産している。中でもトマトの収穫量 1,190t は北海道内では 9 位、空知管内では 1 位（平成 27 年産農林水産省 作物統計調査）を誇っており、様々な菓子にも利用されている。

以上を踏まえ、当市に集積する菓子製造業の付加価値の高い製品作りと、市場ニーズを踏まえた域外の新たな需要開拓を支援することにより、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

②砂川市の菓子製造業等の食関連産業の集積を活用した飲食料品小売分野

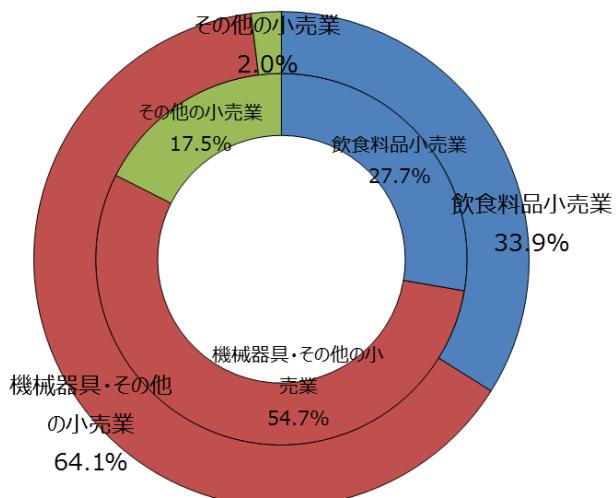
本市の食関連産業の集積は①で述べたとおりである。本市の小売業のうち、飲食料品小売業が、市内産業の常用従業者数の 40.7%、年間商品販売額の 33.9%、付加価値額の 62.4% を占める。一方、同産業の北海道全体の割合は、常用従業者数で 37.8%、年間商品販売額の 27.7%、付加価値額の 30.0% となっており、本市の飲食料品小売業は、道内平均と比べて常用従業者数、年間商品販売額、付加価値額のすべてにおいて割合が高く、市の小売業の主力となっている。

【小売業に占める各業種の従業者数割合】※内側が北海道、外側が砂川市



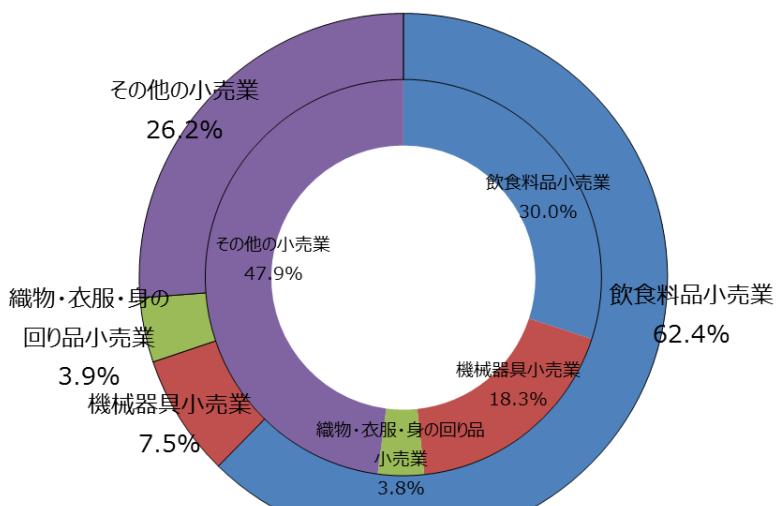
出典：RESAS をもとに再編加工

【小売業に占める各業種の年間商品販売額割合】※内側が北海道、外側が砂川市



出典：RESAS をもとに再編加工

【小売業に占める各業種の付加価値額割合】※内側が北海道、外側が砂川市



出典：RESAS をもとに再編加工

この背景には、①で述べた菓子製造業でそのまま小売も兼ねている事業者や、菓子を仕入れて販売している事業者が多いことが挙げられる。

また、本市は、札幌・旭川を結ぶ主要幹線道路である国道 12 号が通っており、札幌・旭川の中間点との位置関係から、多くの観光客が休憩を兼ねて①で記載したすながわスイートロードに立ち寄っている。また、本市は、北海道を縦断する「道央自動車道」も通っており、

砂川 SA と直結して、本市のお菓子等の土産物販売、ご当地食材を提供するレストランを擁する「砂川ハイウェイオアシス館」がある。同館は、年間利用者数が約 75 万人と、本市の代表的な観光スポットとなっている。これら良好な交通インフラも、本市の飲食料品小売業の売上に大きく貢献している。

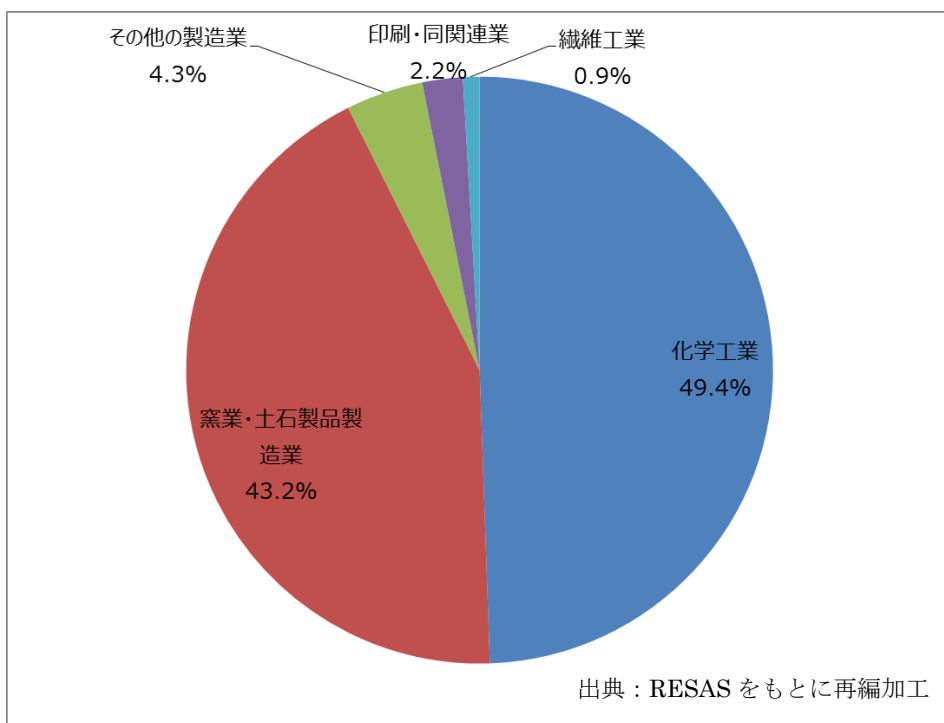
飲食料品小売業への支援として本市では、大手百貨店の催事イベントの紹介等を行っており、販路開拓に繋がった事例も出てきている。

以上、本市にとって、食関連産業の集積を活用した飲食料品小売分野は、①の食料品製造業と対をなすもので、付加価値の高い製品を地元の事業者が市内外へ販売することで、地域経済の好循環を生んでいる。本計画では、このような事業を更に加速させ、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

③砂川市の「化学工業」「窯業・土石製品製造業」等の集積を活用したものづくり関連分野
本市には、上記の食料品製造業以外の製造業として、約 30 社の「化学工業」「窯業・土石製品製造業」等のものづくり産業が集積している。

本市に立地する企業の中で特徴的なのは、木質系接着剤の研究のノウハウを強みに、合板用接着剤を製造・販売をしている会社、複数の素材を一体成型する製缶技術を持ち、タンク等を製造している会社、日本唯一の馬具メーカーで更にその高い技術力から革製かばん等を製造する会社、大正に創業し鉄筋コンクリートやコンクリート管の暗渠製品等を長年製造し高い信用を誇る会社など、ニッチな分野で高い技術力を持つ会社が多く存在している。

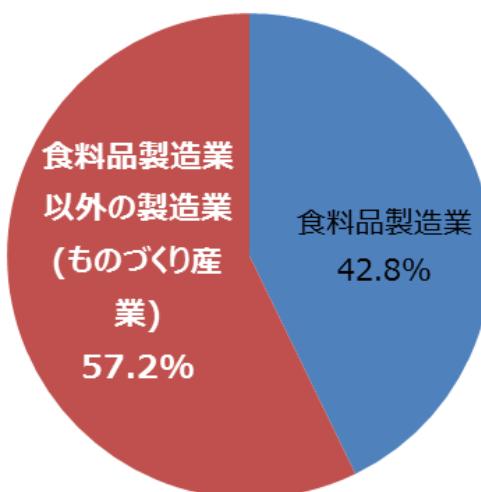
<砂川市のものづくり産業における付加価値額の割合>



本市に立地する企業のうち、「化学工業」「窯業・土石製品製造業」等のものづくり産業の付加価値額は本市製造業の 57.2%、常用従業者数の 51.7%、就業者数も約 420 名となっており、重要な地域産業という位置付けである。

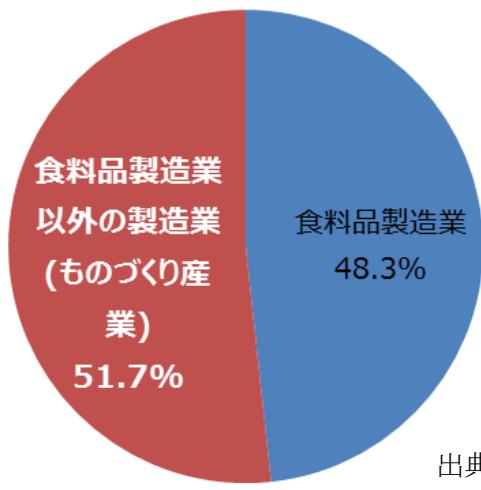
また、ものづくり産業における 1 事業所あたりの付加価値額は北・中空知 15 市町のうち第 4 位と生産性の高い企業が集積している。

<砂川市の製造業における付加価値額割合の比較>



出典：RESAS

<砂川市の製造業における常用従業者数割合の比較>

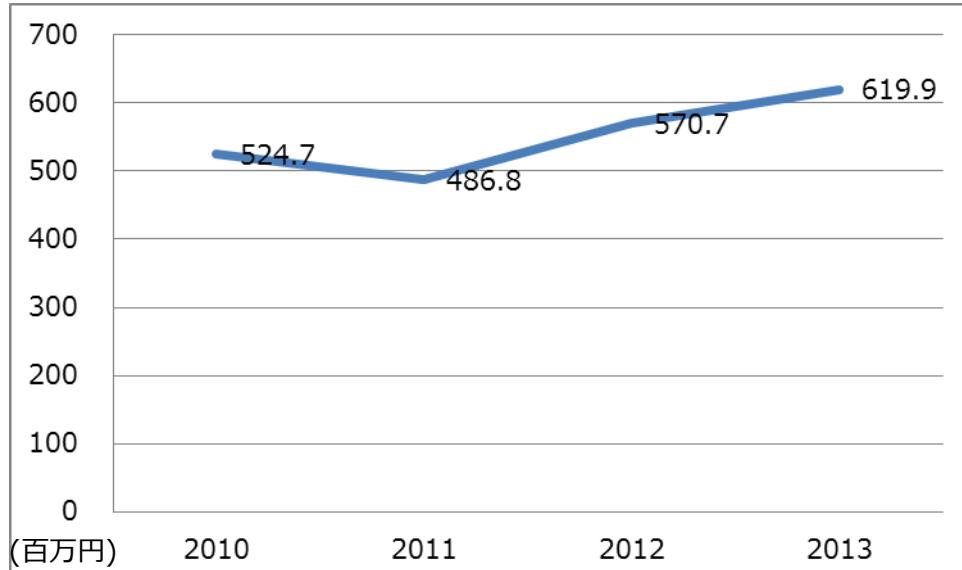


出典：RESAS

市内には、道央砂川工業団地を擁しており、道内トップレベルの立地の優遇措置を用意している。例えば、用地取得補助率・上限額、建物設備の取得補助率・上限額など、近隣自治体を上回る内容となっている。

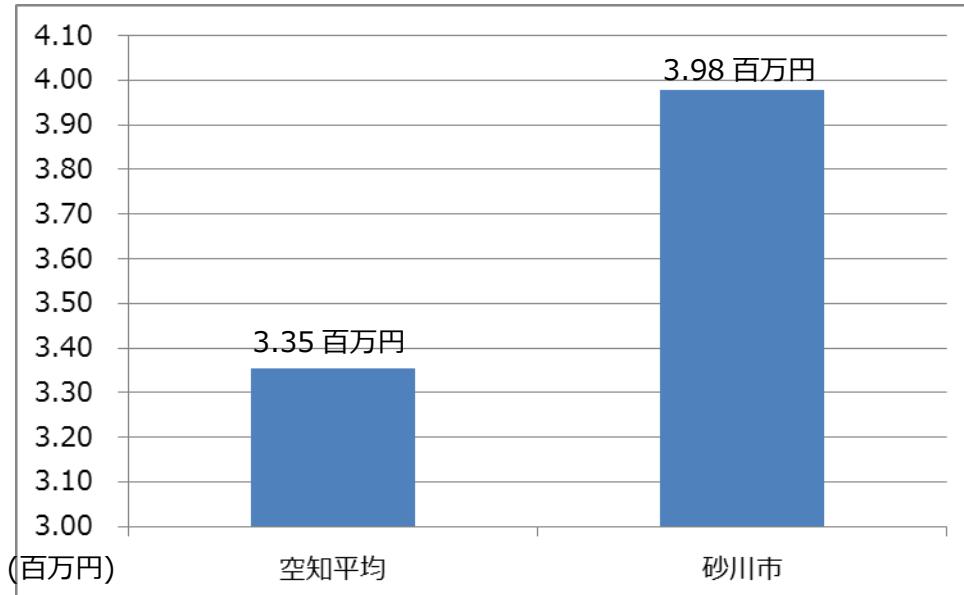
こうした背景の中で、本市のものづくり産業は、年々製造品出荷額等が増加している。また、ものづくり産業の1人あたり現金給与総額は、空知地域でも上位に位置している。

【ものづくり産業の1事業所あたりの製造品出荷額等】



出典：RESAS をもとに再編加工

【ものづくり産業の1人あたり現金給与総額】



出典：RESAS をもとに再編加工

本市では、これまでものづくり産業への支援として、上記の工場設置等を行う際に補助金を交付することで企業の生産性向上の支援を行っている。また、本市に所在する企業から「募集してもなかなか従業員が集まらない」「採用してもすぐ辞める従業員が多い」というニー

ズに応え、若手社員と高校生の交流や企業の魅力を発信する冊子の作成、人材定着に関するセミナーを開催する等、企業の人材確保・定着に関する支援も行っているところである。

近年の人材不足の状況下で、常用従業者数が多いものづくり産業は、本市の雇用を支える重要な基幹産業であるとともに、1人あたりの給与水準も高いことから各事業者が従業員の生活水準の向上にも努めているといえ、本市の経済の好循環を産み出している重要な産業である。

以上を踏まえ、本市に集積する「化学工業」「窯業・土石製品製造業」等のものづくり産業の集積や高い技術力を生かし、これら産業の生産性向上等を支援することで、地域企業の付加価値額の増加、更なる雇用創出につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している砂川市の様々な特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を図っていく必要がある。特に、事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も合わせて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や砂川市にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①市独自の支援制度の活用

地域経済活性化に向け制度化する市独自の支援制度の有効活用のもと、地域経済牽引事業に関する適切な事業環境整備を行う。

制度名称：企業振興促進条例

制度概要：企業施設を新設・増設又は移設する企業に対し用地取得や施設建設に係る投資額、固定資産税等を補助することにより、企業の立地を促進し経済の発展及び雇用の創出を図る。

- ・固定資産税・都市計画税 最大5年間補助
- ・用地取得額の最大60%補助（最大6,000万円）
- ・企業施設建設に係る投資額が最大15%補助（最大1億5,000万円）
- ・市内居住新規雇用 1人に対し36万円補助（1年間2,400万円まで）
- ・業務用水道料20%を3年間補助（最大500万円）

②固定資産税等の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税と不動産取得税の減税措置に関する条例整備を予定する。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上

で、不動産取得税の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、今後対象とする一部改正を予定している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①市内立地企業の事業内容及び製品のデータ公開

立地企業の事業内容・製品等の特長やアピールポイント等に関する情報を収集し、取りまとめるとともに、インターネットによる公開を検討する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、砂川市経済部商工労働観光課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置するとともに、北海道よろず支援拠点等の専門機関とも連携して課題解決の支援を行う。なお、事業環境整備の提案を受けた場合については、市長に速やかに報告するとともに、道や関係部局との間で速やかに協議を行い対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①人材育成支援

本市は、中小企業の従業員が独立行政法人中小企業基盤整備機構で運営を行う中小企業大学校への研修へ参加する際の受講料全額を補助しており、人材育成支援を重点的に行っている。平成 28 年度は、延べ 12 事業者、22 人の活用があった。

②人材確保支援

本市は、平成 28 年度より高校生および保護者が砂川の企業を知り、働く意義を考える事業を高校と連携して行うことで、キャリア教育の推進や地域の担い手となる労働者の確保、雇用の創出、若者の定着を図り、まちづくりを推進することを目的に「ジョブスタート事業」を行っている。平成 28 年度は、1 年生 82 人と市内企業従業員 20 人が参加し、アイスブレイクや写真による職場紹介・仕事の紹介や仕事のやりがい、休日の過ごし方などのテーマに沿ったサイコロトークを行った。高校生にとっては市内の企業を知り、働くことの必要性などを学ぶ機会になり、また、従業員にとっても自分の仕事を高校生に伝える事で、自らの仕事を振り返る機会となつた。

平成 29 年度は、昨年度の事業を引継ぎながら、市内企業を紹介する冊子・動画を作り、市内企業の魅力を地元高校生や市民へ、そして市外の大学生へ伝える事業を進めていくとともに、企業に対して人材育成に関するゼミナールを中小企業診断士の専門家を講師に招聘して全 3 回のシリーズとして開催し、「人づくり」の実践的ノウハウを習得することを目指す。また、砂川商工会議所、砂川建設協会、市内金融機関、新砂川農業協同組合、滝川公共職業安定所、砂川青年会議所、北海道障害者職業能力開発校、砂川高校、PTA 連合会等で構成された雇用創出協議会を設立し、雇用創出に必要な事項の協議を行う。

さらに、「ジョブスタート応援企業」という企業の登録制度を設け、定期的に市から雇用に関する施策等の情報やその他情報を発信するとともに、若者の雇用や働きやすい職場環

境づくりに向けた取組を、企業から市へ報告を受け、市はHPで発信する予定である。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①市独自の支援制度の活用	運用	運用	運用
②固定資産税等の減免措置の創設	砂川市：平成30年3月議会に条例案を提出、審議、施行 北海道：12月に不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置に関する条例の改正を予定	運用	砂川市：令和5年6月議会に改正条例案を提出、審議、施行
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①市内立地企業の事業内容及び製品のデータ公開	公開について検討	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
①人材育成支援	運用	運用	運用
②人材確保支援	砂川市雇用創出協議会を設立	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たって、新たな製品の開発を行う場合は、北海道が設置する地方独立行政法人北海道立総合研究機構や、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターがアドバイスを行う。

また、砂川商工会議所や、本市と地方創生に関する連携協定書を締結した株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、空知商工信用組合が、それぞれの強みを十分に生かしながら支援の効果を最大限にする必要がある。このため、本市及び北海道では、これら支援機関と連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。

なお、経営に関する専門的な相談に当たっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構、

北海道よろず支援拠点等のその他支援機関とも連携して課題解決に向け支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①地方独立行政法人北海道立総合研究機構

平成 22 年 4 月に設置された北海道の試験研究機関で、外部の様々な機関とも連携しながら、複合的な試験研究、技術支援等を推進し、道内産業の高度化や経済の活性化及び道民の暮らしの利便性や快適性の向上を図るとともに、食料問題や環境問題といった課題を見据え、未来に向けて夢のある北海道づくりに貢献する取組を進めている。

②公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

平成 13 年 4 月に、財団法人北海道中小企業振興公社、社団法人北海道商工指導センターおよび財団法人北海道中小企業振興基金協会が統合して設立された機関で、補助金の交付や設備貸与、専門家を配置して企業診断等を通して道内中小企業の支援を行っている。

③砂川商工会議所

砂川商工会議所は、昭和 25 年 12 月 15 日に設立され、「商工会議所法」に基づいた特別認可法人であり、平成 29 年 9 月末現在 391 事業所の会員で組織されている。その目的は地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することであり、地域商工業者を支援する地域経済団体である。

商工会議所内には、中小企業相談所を設置し、経営指導を行っている。その他、株式会社日本政策金融公庫の斡旋窓口も担いながら、小規模事業者の労働保険関係の手続きを受託、税務の相談も受け付け、砂川商店会連合会の事務局も担い、事業者の事業活動を総合的にサポートしている。

上記により、これまで構築してきた経営に関するサポートや相談体制の一層の充実を図り、地域経済牽引事業の支援を行う。

④株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、空知商工信用組合

本市と株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、空知商工信用組合は、地方創生に関する連携協定を締結し、地域経済の活性化に関する事項等について連携を図ることとしている。

協定締結により、金融機関のノウハウや企業間のネットワークを生かした、砂川の食関連産業のブランド化、ものづくり産業に係るビジネスマッチング等の様々な取組について協力を得ることが可能である。

⑤独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部

国の中小企業政策の中核的な実施機関として、起業・創業期から成長期、成熟期に至るまで、企業の成長ステージに合わせた幅広い支援メニューを提供している。地域の自治体や支援機関、国内外の他の政府系機関と連携しながら中小企業の成長をサポートしている。本市は、本機構が行う講座への受講料補助を行っている。

⑥北海道よろず支援拠点

国が全国に設置する経営相談所であり、中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆる悩み相談に対応している。本市は、定期的によろず支援拠点出張相談会を開催し、事業者の課題解決に向けての支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合は、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールの設置などにより、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

PDCA 体制は、本市経済部商工労働観光課と、関係部署を招集した会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、毎年度 11 月、効果の検証と当該事業の見直しについて整理する。なお、必要に応じて支援機関や有識者の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 5 年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進によ

る地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。